

## 総会議事録（第3回）

- 1 開催日時 令和3年6月25日（金）13時15分～
- 2 開催場所 大会議室
- 3 出席委員（36名）

### ○農業委員（18名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳  
5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子  
10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真  
15番 寺坂 哲郎 16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫  
19番 山道喜久美

### ○農地利用最適化推進委員（18名）

1番 原 正人 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治 5番 井上 秀明  
6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之  
10番 川副 博司 11番 山上 傳 12番 井本 忠之 13番 上野祐太郎  
14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 鳥越 優  
18番 梶原 茂 19番 児玉 賢治

### 4 欠席委員

#### ○農業委員（0名）

#### ○農地利用最適化推進委員（1名） 2番 平山 清孝

- 5 議 題 報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の取下げの件  
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件  
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件  
第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件  
第5号議案 非農地証明願の件  
第6号議案 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件  
第7号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件  
第8号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件  
第9号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件  
報告第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）  
報告第3号 特定農地貸付による市民農園の閉園の件  
第10号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
第11号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画  
第12号議案 農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）

- 6 事務局 局長 平地 俊夫  
課長補佐 西浦 公治  
職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

## 1 開会

○事務局長

ただいまから「令和3年度第3回農業委員会定例総会」を開会いたします。

## 2 会長挨拶

## 3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。

2番推進委員から欠席の届出がっております。また、12番推進委員の方からは、遅刻の連絡がっております。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、3番農業委員、10番農業委員にお願いします。

## 4 議事

○議長

それでは、1ページ、報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の取下げの件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の取下げの件」、1番萱瀬 荒瀬町の農地、地目 田 現況は畑、合計面積2,221㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、取下げは、賃借人からの申出によるものです。この案件は、第9号議案、2番萱瀬と関連があります。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

<意見なし>

○議長

それでは次に、2ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、合計面積4,973㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が利用者の機能訓練及び就労支援として、農業に従事させるため譲り受けるものであります。誓約書によると、栗を栽培する計画で、反当り200kgの収穫見込みとなっています。なお、本件は、農地法第3条第2項及び農地法施行令第2条に基づく農地の権利移動の不許可の例外に該当するものであります。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはもともと栗山というか、畑に栗が植えてあって、毎年きれいに手入れされて収穫されておりました。確か先代が亡くなられて、奥様が手放したいとおっしゃっていたんですけど、それでたぶん買い手が見つかったからということじゃないかと思うんですけど、利用者の機能訓練ということであれば、適用除外例になったと思うんですけど、周りはですね、農地がありますけど、隣はうちの畑ですんで、全く問題ありません。以上です。

○議長

1番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番鈴田は許可することとします。

続いて2番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田 現況は畑、面積1,067㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を譲り受けるものであります。誓約書によると、ブロッコリーを栽培する計画で、反当り400kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、2番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですね、譲渡人から言いますと、非農家でございます、譲渡人の亡くなられたお父さんの名義で、相続がまだできておりませんでした。この4月、5月に、相続の手続きを

して、そして、非農家ですから、すべて所有の農地を売却をするということでございました。譲受人は、工務店の後継ぎといいたいまいしょうかね。隣接した農地ですので、できるだけ資材置場ということで、将来は考えたいというふうなことで、処分をされました。ただこの農地は、中山間事業のですね、該当地域でございまして、今期が始まって1年間過ぎたばかり、あと4年間は、そこから外されないというふうなことがございまして、農業をするというふうな名目になってます。どうかよろしく願いいたします。

○議長

2番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番萱瀬は許可することとします。

お諮りします。3ページ、第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」の1番大村と、2番大村は隣接地で申請人が同一人物ですので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番大村と、2番大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」

1番大村、水計町の農地、地目 田、合計面積879㎡のうち201.2㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、隣接地に建築する賃貸住宅の造成作業用地として令和3年12月末まで一時転用申請をするものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。被害防除計画では、現状のまま利用し、鉄板を敷くとなっています。雨水は自然流下、汚水・生活雑排水発生しないとなっています。周辺は東側が農地となっています。資金については、残高証明書を確認しております。

2番大村、水計町の農地、地目 田、面積868㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、賃貸住宅1棟を建築するため転用申請するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。被害防除計画では、現状のまま利用し、擁壁を設け、また緩衝地を設けるとなっています。雨水は既存の道路側溝に接続し、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺は東側が農地となっています。資金については、融資証明書及び残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、1番及び2番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

水計町の市道に面したちょうどカーブのところの一番下の田んぼなんですけども、その田んぼのずっと段々になってますけど、そこは申請者の持ち物ですので、周りには影響は及ぼしません。市道に汚水と生活排水の方も、雨水の方も、排水口がありますので、特に問題ありません。道路に面してるから、賃貸を造るっていうことでした。以上です。

○議長

1番大村及び2番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村及び2番大村は許可相当とします。

続いて、4ページ、第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番大村、久原1丁目の農地、地目 畑、面積438㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地3区画を建設するとして、転用申請を提出するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。なお、申請地北西側の一角に、車2台分ほどの車両置場がありますが、確認したところ、地権者は全員、市外の方で、農地の管理に車で来るため、車両置場が必要とのことであり、このような付帯駐車場で200㎡未満の小規模のものは転用許可不要となっていることを申し添えます。

被害防除計画では、盛土0.5～1.45m、擁壁を設けるとなっています。周辺には、農地はありません。雨水排水は既存の側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは住宅が最近、増えてきて、農地がほとんどなくなってきてるところです。ここももう周囲は宅地で、宅地と道路に囲まれて、ぽつんと残ってるところです。配水関係ももう完

備してるので、問題ないと思います。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。  
続いて2番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、水計町の農地、地目 畑、面積 333㎡、併用地を含めた全体面積388.84㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、受贈者が自己住宅を建設するために転用するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。被害防除計画では、盛土0.6m、擁壁を設け、建物の高さを加減するとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、北東側に農地があります。資金については、融資予定証明書を確認しております。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局からご説明がありましたとおり、こちらは親子関係であられて、雨水排水もです、きちんと管理できてると思っております。それで問題ないかと思っております。

○議長

2番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。  
続いて3番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、木場2丁目の農地、地目 田 現況は畑、面積 1,093㎡、実測面積1,093.45㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地4区画及び道路、ゴミ集積所を建設するために転用するものです。都市計画区域

内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0.16~0.7m、盛土0.1~1.67m、擁壁を設けるとなっています。また、建物は高さを加減して建築するとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、西側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この地域はですね、周りがもう宅地ばかりで、唯一残った土地でございますので、何ら支障もないと思って見てきました。よろしくをお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。  
続いて4番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、植松3丁目の農地、地目 畑、面積 675㎡、併用地を含めた全体面積1,235㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地5区画及び道路、ゴミ置き場を建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.6m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には南西側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは先ほど説明があったとおり、もうほとんど周りを宅地に囲まれたところですよ。雨水排水の方はもう道路の方の側溝と公共下水道の方に接続するので、何ら問題ないと見て参り

ました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

4番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。  
続いて5番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番萱瀬、原町の農地、地目 田、面積 141㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が資材置場として利用するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、砕石舗装するとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、北東側に農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、5番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ただいま事務局から説明のあったとおりでございますけど、この前、4人の委員で見て参りました。この場所はですね、しばらくは田を作ってあったんですが、もう何年も作ってないような休耕地でございます。そして、譲受人の資材置場と今後なるわけでございますが、この近くにも譲受人の資材置場があります。問題はそこの資材置場がですね、ちょっと民家の玄関の前になるところなんですけど、乱雑に置いてあるわけでございます。やっぱり周辺の住宅の方は、かなり迷惑をされてるようでございます。今度も資材置場となるわけでございますけど、今度もですね、前のような資材置場になると、かなり近くの方がですね、心配をされておられました。ですから、今度は、立派な整理整頓をされるように要望をします。以上でございます。

○議長

5番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>



○議長

異議なしということで、5番萱瀬は、許可相当とします。

お諮りします。続いて、5ページ6番竹松を議題としますが、本案件は6ページ第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番竹松と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、6番竹松、第4号議案1番竹松は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑 現況は雑種地、面積471㎡、併用地を含めた全体面積515㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲渡人が昭和52年1月に自己住宅を建築するとして転用許可を受けていたが、親の介護のため実行されないまま現在に至っているものを、今回譲受人が自己住宅を建築するというので、6番竹松で転用申請と、第4号議案1番竹松で計画変更申請書を提出するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。なお、転用に係る面積基準500㎡を超過していますが、併用地は通路となっており、その面積が44㎡あることから、住宅を建築するための有効面積は471㎡となるとの理由が付されています。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。周辺には南東側に農地があります。雨水排水は既存側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。資金については、融資予定証明書を確認しております。

○議長

それでは、6番及び第4号議案1番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは先ほど事務局から説明があったように、1977年に許可をもらって、建てる予定だったけども、親さんの介護のためにもうそれが実行できないということで、次の買い手の人に譲るということで出てますけども、私もここに畑があるとは思わなかったんですけど、ちょっと奥まっててですね。そして、前の図面から見ると、入口がですね、その申請地の下に大きい道路に赤線が引いてありますけど、ここは幅が2メートルぐらいしかない道路でですね、軽自動車だったら入れるなと思ったけども、隣の入って右の方から入る道がですね、立派な道があったんですけども、大きい道だったしですね、そこの入口のところの家の方とちょうどそこでお会いしまして、お話は聞いてますかって言ったら、はい、家が建てるってことは聞いてますと。そして、道路も大きい方を利用してということで、それで周りは全部

宅地なんですよ。そういうことですね、全部、ここは下水にしても公共用とかすべて完備してますので、別に何も問題はないと思って見てきました。よろしくお願いします。

○議長

6番竹松及び第4号議案1番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とし、第4号議案1番竹松については承認相当とします。

続いて、7番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番福重、皆同町の農地、地目 畑、面積151㎡、併用地を含めた全体面積558.86㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、自己住宅兼店舗を建築するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.1～0.3m、擁壁を設けるとなっています。雨水は既存の側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続となっています。周辺には農地はありません。資金については、住宅ローン事前審査結果通知書と領収証の写しを確認しております。

○議長

それでは、7番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、先ほど事務局から説明がありましたように、JRが東に通ってまして、右の方に新幹線が通っております。そして、小学校がここから少し先にあります。ここはですね、一段高いところがございますので、排水とか、雨水なんかは、公共の方に流されますので、何ら問題ないんじゃないかと、みんなで見参りました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

7番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番福重は、許可相当とします。

続いて、7ページ第5号議案「非農地証明願の件」を議題とします。1番福重、事務局か

ら説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「非農地証明願の件」、1番福重、福重町の農地、地目 田 現況は水路、面積3,72㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、大村市の道路拡幅事業に伴い、従来使用していた水路が無くなったため、道路建設と併せて申請地に農業用水路を整備したものです。

○議長

それでは、1番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局からあったとおりでございます。もう水路もできあがっておりますので、問題ないというふうに思っております。以上です。

○議長

ただ今の1番福重に対して、ご意見等ありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番福重は、承認することといたします。

次に、8ページ第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」を議題とします。1番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」、1番萱瀬 荒瀬町の農地、地目 田、面積1,494㎡、売渡申込者及び買受申込者は、記載のとおりです。都市計画区域内、農振内農用地です。権利の内容は、議案書記載のとおりです。

申出書によると、水稻を栽培する計画となっております。買受申込者は、認定農業者であり、水稻120a、みかん240a、梨60aを耕作、年間300日農業に従事しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この農地は、第1号議案で報告しましたように、譲渡人が同一人で、非農家で、売却をされるというふうなことであります。買受申込者は、事務局から報告があったように認定農業

者でございますし、荒瀬町内の中でも有数の優良農家ということで、問題ないというふうに思って見て参りました。よろしくお願ひします。

○議長

1 番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番萱瀬は、承認することとします。

続いて、9 ページ、第7号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、

1 番竹松 竹松町の農地、地目 田、合計面積3, 523㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者はハーブ及び陸稲の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2 番竹松 竹松町の農地、地目 田、面積959㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者はキャベツの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に3 番松原 松原本町の農地、地目 田、合計面積2, 838㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稻の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第7号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

陸稲って名前を聞いたんですけど、ちょっと詳しくわからないもんですから、教えて欲しいなと思うんですけど。

○事務局

すみません、私もよくわからないんですけど、多分水がないところで稲穂を育てるという

意味かなと私は思ったんですけれども。どなたか知っている方いらっしゃいますでしょうか。

○議長

言われるとおり、陸稲というのは、畑で作る米ですけども、昔は、戦後はかなり作られていたんですけども、最近はあまり聞かない、たぶん飼料用だと思いますけども。よろしいでしょうか。他に何かございませんでしょうか。それでは、ただいま、説明がございました第7号議案につきましては、ご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第7号議案は、承認することとします。

続いて、10ページ、第8号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題としますが、本議案は、11ページ、第9号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第8号議案及び第9号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第8号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第9号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1行目、第8号議案1番大村、第9号議案1番大村、荒平町の農地、地目 田 現況は田と畑、合計面積7,910㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2行目、配分計画のみで第9号議案2番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田 現況は畑、面積6,978㎡のうち4,641㎡、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻と野菜の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

なお、本案件は、報告第1号1番萱瀬で配分計画の取下げがあった農地です。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

#### ○議長

それでは、第8号議案及び第9号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

#### ○委員

第9号議案の2番萱瀬についてですけれども、事務局から報告がありましたように報告第1号で取り下げられて、その後この借入申込者が入られると。借賃もですね、ですから、前の報告第1号の方と同じ額ということになってますが、報告第1号であったように、この時の借入申込者はいちごの研修を受けて、今年の6月1日からいちごを栽培するというふうなことで、実はこのいちご団地の一角、いちごを栽培されていたハウスがあったんですが、そこを借りたことで、申し込みをされて、一旦は了解をされたような話も聞いてたんですが、この話が途中で変な方向に行って、貸し借りが成立しないと、こんなことがあって、今のこの土地は、以前は農地中間管理機構から〇〇が借り受けて耕作してました。そういうふうな話で、借り入れがなかなかうまくいかないことでありましたので、いちごを作られるんだらいちご団地にふさわしい入植者だというようなことで、〇〇が農地中間管理機構に返却をして、今回の報告第1号のようなことになったわけですよ。そういう意味からいきますと、通常ですと、耕作をできないから農地中間管理機構に貸し付けて誰か借りる人を探してもらうというのが一般的ですが、今回の場合は、そういうような事情があって、やむなくいちご耕作ということで、〇〇が返却をしたというような、こういう経緯にございますから、当然、いちごを作られる方が取り下げをされた、本来は〇〇にどうかというふうに差し戻しをするのが当たり前じゃないかと思うんですよ。で、そういう話をせずに野菜を作る、或いは、水稻を作るというふうな方をですね、その団地の中に貸し付けるというようなことであっては、〇〇或いはその団地内でいちごを栽培されてる農家の皆さん方、こういった方々とうまくいけばいいですけども、なかなかうまくいかなかった時に、問題が大きくなるんじゃないかというふうに思ったりもいたします。ですから、今言いましたように、一旦は〇〇にこういうふうになったけども、作る気はないかというふうに相談されて欲しいとお願いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。皆さんよろしくご審議をお願いします。

#### ○議長

ただいま委員の方から、この2番につきましては、ちょっと考慮した方がいいんじゃないかなろうかという話がございしますが、皆さん方からのご意見はいかがでしょうか

○委員

このお二人はきゅうり部会の2人ですよ。新規就農できゅうりを作られてる方なんですよ。8反ぐらい水稻を作るつもりでいらっしゃるんですかね。機械とか持ってらっしゃるのかなって、この2人とも。

○議長

今の委員の質問ですけれども、原町で今、この2人はきゅうりハウスを作っておられるわけですけれども、どちらがどの所有かわかりませんけれども、ハウスの横の方には、新品のトラクターとか、或いは管理機とか、そういうのを置いてあって、どちらかの所有だと思います。どちらの所有か、ちょっとその辺は私は把握しておりませんけれども。

それでもう一つは、委員の提案につきましては、皆様方のご意見はいかがでしょうか。

○委員

お尋ねしますけれども、その契約時にそういう話し合いはどのようになってるのかをちょっと教えてもらえれば。そこの辺が不透明だからそういう意見が出てきているのかなと思ってますけど。

○事務局

これはですね、農林の方から、こういった配分計画になっておりますということのうちの方に審議依頼をしてきてあるわけですね。その内容について、うちの方が支障がないかっていうふうな回答をすることになってると思うんですけれども、詳細は農林の方に確認してみないとこちらの方では何とも言えないということでございます。

○委員

そしたら、委員が言われるように、そういう質疑があったりとか、おかしいなと地域の方が言われた時に、対応を、皆さんでまたこのようなことがあると思うんですよ。その場合に対して、どのように持っていくのかした方がいいかなと、もっとはっきりシナリオを作っておいた方がいいかなと思ひまして、確認をいたします。

○事務局

農林の方に確認をしてみまして、どのようになっているのかというのを確認しまして、意見を付すというふうな形での流れになると思いますけれども。こちらの方で許可する許可しないというふうな話では、この第9号議案は違うのかなと思っております。

○農林水産振興課担当者

農林水産振興課農地保全グループの担当者です。ご質問の案件なんですけれども、ちょっとかいつまんで話を聞いたところによりますと、第9号議案に上がっております、荒瀬町の貸借についての貸し借りの受け手のですね、耕作者の選定についてということの問い合わせかと思ひます。その件でちょっと説明をさせていただきますと、経過を申し上げますと、農業経

営室の方から認定新規就農者の就農先について候補地を探ってくれというふうな打診がございまして、新規でいちごのハウスを建設を行いたいということで、用地を求めておりまして、その中で研修先にも近いところの農地の場所が、ここはちょっとどうでしょうかという候補地が、すでに中間管理事業を設定で、〇〇の方に貸し付けは済んでる土地ではあったんですけども、とりあえず候補地として、何とかならないでしょうかということで、法人の代表者の方に打診をいたしまして、協議もいただいたというふうに聞いておりますけれども、貸し付けが可能だというふうな回答を得まして、〇〇の合意解約、それから新規就農者への貸付、再配分というふうな手続きに入ろうかという手続きを取っておりました。そうしたところをちょっと、その新規就農者の方の、就農に関しまして、諸事情がちょっと生じまして、大村で就農ができないというふうな事態になりました。その借りるようにしていた荒瀬町について、借り受けを断念せざるを得ないと、取り下げをしなければならないというふうな形になっておりました。また、その時、別の認定新規就農者が萱瀬地区で新規の農地規模拡大ということで、用地を、規模拡大の農地を探しておるといような情報で、同時進行で土地を探しておったところがございます。この当該農地の近くにですね、土地を求めたいということで申し出がありまして、地主さんとも交渉しておったんですけど、最終的には頓挫してしまいまして、借り受けができなかったということで、そこを諦めた農業者が1人おりました。一応、中間保有という状態になっておる第9号議案に上がっております農地について、この新規就農者の方が、規模拡大の意思を示しておりましたので、近隣の農地の方について、再配分ができないかというふうな打診をしましたところ、借受者の新規就農者が、それでできれば希望したいということの意思表示がございまして、地主さんにも確認を取りまして、あと、〇〇の方にも、こういう経過になるようですけども、いいですかというふうなお話をさせていただきまして、再配分という形を取らせていただいて、同じ地主さんの所有地も含めて、新規ということで、配分をしたというふうな経過になります。簡単に言えばこういうことです。

#### ○委員

今、担当者さんからありましたけども、それで間違いないんだろうなというふうに思っているんですが、最後、新しく再配分をするということについて、打診をしたと。で、私も役員の1人なんですけども、役員会の中で全くそれが出てないんですよ。だから、そこがわからずにこういう質問をしたっていうか、そういうことになるんですが、そこまで踏まえて手続きを取られてるなら、いたしかたないというか、今言われたように、手続きをされてますんで、了解することといたします。

#### ○議長

どうも大変お忙しい中にありがとうございました。

それでは、第8号議案及び第9号議案について、異議はありませんか。

<異議なし>



○議長

ご異議がありませんので、第8号議案については、承認することとし、第9号議案については、支障のない旨を回答することとします。

続いて、12ページ、報告第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第2号、相続税の納税猶予継続に関する証明については、

- ・相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。
- ・相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。

が証明要件となっています。本人から経営状況及び過去3年間における対象農地の移動の有無を聞き取り、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権利移動、地目、地積等の確認、地図システムの航空写真による農地の確認を行いました。また、地元農業委員へ農業経営状況について確認した結果、1番西大村及び2番竹松の相続人は的確に農業経営を行っている判断しましたので、農業委員会会長専決にて、証明書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第2号について、何かご質問等はありませんか。

<意見なし>

○議長

次に13ページ、報告第3号「特定農地貸付による市民農園の閉園の件」を、事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第3号「特定農地貸付による市民農園の閉園の件」、1番大村、向木場地区ふれあい市民農園を、利用者減少のため今年の5月31日に閉園する申請が、議案書記載の申請者から5月31日に農林水産振興課へ提出され、農業委員会へ通知がありましたので、報告するものです。

○議長

ただ今の報告事項に対して、ご意見等ありませんか。

<意見なし>

○議長

無いようですので、次に、追加議案として上程している第10号議案「令和2年度の目標

及びその達成に向けた活動の点検評価」及び第11号議案「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」は、関連がありますので一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第10号議案及び第11号議案は一括して審議することとし、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第10号議案「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価」及び第11号議案「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、説明します。

本件は、農業委員会等に関する法律第6条で規定された農業委員会の法令事務や活動等について、農林水産省通知の「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき令和2年度の農業委員会業務の点検及び評価を行うとともに、令和3年度の活動計画を策定するものであります。

また、本件は、本総会での承認をいただいた後、長崎県農地利活用推進室を通じ国へ報告するとともに、市ホームページにて公表することとなっております。

それでは、議案ごとに説明します。

追加議案書14ページをお開きください。

第10号議案「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価」

ローマ数字の「Ⅰ 農業委員会の状況」についてですが令和3年3月31日現在の大村市の農業の概要及び農業委員会の現在の体制について、2020農林業センサス、農業委員会事務局及び農林水産振興課による調査結果の数値をまとめたものとなります。

15ページをお願いします。

ローマ数字の「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、これは認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者等の担い手へ利用集積されている面積の集計結果と活動実績です。

集積面積は令和2年4月の634haから645haとなり、目標に対する達成状況は97.14%と、目標達成には届かない結果でした。

なお、事業計画（中段下）については、上から3つ目ですが、昨年同様に人・農地プランの実質化に向けた話合いに参加し、情報の提供及び必要な協力を行うとしています。

また、その下の事業実績につきましてもだいたい昨年度と同様の実績、内容となっております。

次に、1番下の活動に対する評価については、その枠の下から2行目になりますが、今後も、地区別のアンケート結果を地図化し情報提供を行い、人・農地プランの実質化に向けて引き続き担い手への利用集積を図る必要がある。としています。

16ページをお願いします。

ローマ数字の「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、ページ中段に記載があります、参入実績が 5 経営体、面積 2.3ha と前年度に引き続き目標を大きく上回る結果となっています。

目標に対しては妥当と評価し、活動に対しては、関係機関との連携により目標達成できたと評価しています。

17 ページをお願いします。

ローマ数字「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、昨年度実施した農地利用状況調査に関する活動実績となっています。

2 番の②になりますが、解消面積は 3.9ha、達成状況は 97.5%の達成率となっています。

目標については妥当、活動については「ながさき 1 1 1 運動」における対策会議及び中間管理機構との連携により一定の成果が得られたと評価しております。

18 ページをお願いします。

ローマ数字「Ⅴ 違反転用への適正な対応」についてです。

農地パトロールや転用等の現地確認の際の監視活動や農業委員会だよりによる周知により 0.1ha となり、違反転用案件を指導・是正しております。

活動の評価としては、今後も農地パトロールを継続していく必要があることとしております。

19 ページをお願いします。

ローマ数字「Ⅵ 農地法によりその権限に属された事務に関する点検」について、上段の表「1 農地法第 3 条に基づく許可事務」の年間処理件数は 26 件、下段の表「2 農地転用に関する事務」の年間処理件数は 129 件の実績がありましたが、両事務とも点検項目は適正に処理しており、是正措置は特になしとしています。

20 ページをお願いします。

上段「3 農地所有的確法人からの報告への対応ですが、市内の農地所有的確法人 12 法人から適正に報告がっております。

下段「4 情報の提供等」につきましては、賃借料情報の調査・提供及び農地の権利移動等の状況把握に関しては、適正に処理しており、是正措置はありません。

農地台帳の整備については、市の農地台帳システムによる管理で窓口での情報提供のみで公表には至っておりませんので、是正措置として全国農地ナビの早期稼働を挙げております。

21 ページをお願いします。

上段のローマ数字「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」については該当ありませんでした。

下段のローマ数字「Ⅷ 事務の実施状況の公表」についてです。

「1 総会等の議事録の公表」については、平成 31 年度の総会の議事録から市HPでの公表を開始しておりますのでHPに公表しているに○となっています。

以上で、第 10 号議案の説明を終わります。

続きまして、22 ページをお願いいたします。

第 11 号議案「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、説明します。

ローマ数字の「Ⅰ 農業委員会の状況」の「1 農家・農地等の概要」については、令和

3年4月1日現在の太村市の農業の概要を、2020 農林業センサス、農業委員会事務局及び農林水産振興課による調査結果の数値をまとめたものとなります。

「2 農業委員会の現在の体制」については、現行の農業委員会の体制を記載しております。

23 ページをお願いします。

ローマ数字の「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」について、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」における年間集積目標面積 30ha を目標とし、活動計画としましては、農地中間管理機構との連携、人・農地プランの話し合いに参加し、地区別にアンケート結果を地図化したものを活用し、情報提供及び必要な協力を行うといった内容を活動計画としています。

次に、ローマ数字の「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」については、昨年度同様に参入目標を 3 経営体、参入目標面積を下限面積の 50 a から算出し 1.5ha とし関係機関連携により推進することとしています。

24 ページをお願いします。

ローマ数字の「Ⅳ 遊休農地に関する措置」について、令和 2 年度と同様の活動計画とし、解消目標については平成 28 年度の遊休農地面積を 7 年間で解消することを目標とし 4.4ha を設定しています。

最後に、ローマ数字の「Ⅴ 違反転用への適正な対応」についてですが、農地パトロールによる監視活動と広報等による周知活動を活動計画としています。

以上で、第 11 号議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

今の説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

<意見・質問なし>

○議長

ご質問もないようなので、本案件は長崎県へ報告するとともにホームページにて公表します。

○議長

次に、第 12 号議案「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」(案)について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第 12 号議案「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」(案)について、説明します。

この内容につきましては、この総会の前に理事幹事会を開いておりまして、その中で内容的に承認をいただいております。理事幹事の方は、先月から内容についてはお渡しして内容を確認していただいておりますけれども、他の委員さんについては、初めて見る内容だと思いますので、私が1回読み上げてみますので、聞いておいてください。

本市の農業振興及び当農業委員会の業務運営に対しましては、日頃から積極的にご尽力を賜り、かつ真摯にご対応いただき、深く敬意を表します。

農業委員会は、農業者の声を聞きながら、農業者の立場に立って政策提案を行うなど、農業者の公的な代表機関として地域農業の発展に取り組んでいます。

さて、農業委員会等に関する法律が平成28年度に改正施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の最も重要な責務として、明確に位置づけられ、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進に努めているところです。

特に、急速に進んでいる高齢化による担い手不足や遊休農地の増加については、全国的な課題であり、その解消に向けた関係機関と一体となった取組が求められています。

このような中、本市の農業を魅力あるものにする中で、後継者や担い手の育成と新規就農者の増加、更には遊休農地の解消にもつながるものと考えています。

つきましては、市におかれましても、厳しい財政状況にあることは十分承知していますが、本市農業振興と農業者の所得向上のため、次の事項の実現に向けてご検討賜りますよう、法第38条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する施策についての意見を提出します。

#### 1 担い手への農地利用の集積・集約化について

農家の高齢化や担い手不足により遊休農地が増加する中、担い手への農地利用の集積については、農業委員会としても積極的に推進しているところです。

農地中間管理事業に関しては、人・農地プランを核に農地利用の集積を進め、集落での話し合いによる今後の地域の在り方や中心となる経営体の明確化など、関係機関が一体となった取組が必要です。

つきましては、より実のあるプランとなるよう、以下の要望をします。

##### (1) 人・農地プランの実質化の推進について

農地中間管理法の中で、農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割が明確化され、人・農地プランの実質化に向けた農業委員会の役割が求められていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、思うようにプランの実質化が進んでいません。

令和3年度においては、コロナ禍であってもプランの作成及び実質化ができるような方策を考えたうえで、関係機関と協力のもと人・農地プランの実質化を推し進めていくことを要望します。

##### (2) 担い手（認定農業者）の育成

地域資源である農地や農道等の質的向上を支援する多面的機能支払制度は、農業・農村の有する多面的機能の維持及び担い手農家への農地集積に効果的な施策であるにもかかわらず、他市町と比べるとその利用が進んでいません。

これは集落内での担い手不足が原因の一つであり、担い手への農地利用の集積には、集落内で中心的な役割を果たす農業者や経営体の育成が、急務であります。

現在も国県を中心に、支援いただいておりますが、中長期的な視点に立った育成プログラムなど、より一層の支援を要望します。

とりわけ、大村市の認定農業者は、今後の本市農業を背負っていく中心となる担い手であるにもかかわらず、その数がここ数年減少しています。これは、認定農業者となった後のメリットが感じられず、認定農業者に対する行政側の支援策と農業者側の意向とがマッチしていないことも一因と考えています。

本市農業基本計画の目標である、令和4年度の280人達成に向けて、さらなる施策の検討と事業化を要望します。

### (3) スマート農業に対する支援の拡充

ロボット技術や、AI、情報通信技術（ICT）など先端技術を活用した次世代型の農業であるスマート農業が、近年注目を集めています。

スマート農業の普及は、農業人口の減少や高齢者への作業負担の軽減に対応するだけでなく、農作物の生産性や収益性を高め、また若い担い手の確保にも繋がることから、農家への技術及び設備導入に対する支援の拡充を要望します。

## 2 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地の発生防止及び解消については、中山間地域の農地を多く抱える本市にとって大きな課題の一つであります。また、中山間地域や基盤整備未実施地区などの条件不利地は、管理が行き届かず遊休農地発生源となっています。

このような地域での国や県の基盤整備事業には、実施区域に制限があることや、事業費に対する農家負担が大きいことが原因で、取り組めない現状です。

つきましては、以下の施策の検討を要望します。

### (1) 地域の実情に合った小規模基盤整備事業の検討

畦畔除去や狭地直し等の小規模農地基盤整備に向けた対策について、市単独事業の創設、併せて農家負担の軽減を要望します。

### (2) 農業振興地域以外の農地保全策

中山間地にとどまらず、市内では土地持ち非農家などが所有する農業振興地域外の農地についても、市外在住などの理由で管理できず、遊休農地や農地転用する事例が増えてきています。

遊休農地化する前の予防策として、農地管理の受委託組織の育成など、より具体的で実効性のある施策を要望します。

### (3) 地籍調査の早期実施及びタブレット等の導入

農地パトロールや利用状況調査などの現場活動を適正かつ効率的に行うために、農地の存在する地域の地籍調査を早期に実施すること、及び現場活動時に農地情報を迅速、詳細かつ確実に把握するためのタブレット等の導入について財政面での支援を要望します。

## 3 新規参入の促進について

新規就農者に対しては、現在「大村の農業を新たに担う『担い手』づくり事業」などで積極的に支援していただき、感謝申し上げます。今後も引き続き、新規就農希望者への相談・支援を継続・強化していただきますとともに、以下の要望をします。

#### (1) 新規就農者の農舎確保の検討

新規就農者や集落営農法人を含めた法人の参入において、継続的・安定的に農業経営を行っていくため、必要な農業用機械等を確保しなければなりません。

近年、農地と宅地が混在化し、新規就農者の住居と農地が離れる場合が多く、それらの格納場所を確保することが難しくなっているため、農舎等の確保に対する助成及び情報提供を要望します。

#### (2) 多様な手段による農業の魅力発信

SNSなどを活用した積極的なPR活動など、多様な手段による農業の魅力発信により、新規参入を促すよう検討を要望します。

### 4 有害鳥獣対策について

鳥獣被害については、生産意欲の減退、遊休農地の増大につながっており、さらに、鳥獣による威嚇や攻撃等の人身被害により、地域の生活環境に影響を及ぼしています。

ワイヤーメッシュや電気牧柵、わなの設置の支援などにより、イノシシやアナグマ、アライグマには、一定の効果を挙げていることに感謝申し上げます。ただし、近年産地として一定の評価を得ているみかん等の樹園地は、鳥類による被害も受けているところです。

つきましては、これら鳥類を含めた総合的な有害鳥獣対策を、農業者との情報交換を行いながら検討を要望します。

### 5 その他

農地等の利用の最適化を推進し、農地の多面的機能を将来にわたって発揮できるよう、農業の振興を進めるためには、魅力ある農業を目指し営農を継続できる環境づくりが重要となります。

#### (1) 農業用施設や農業機械の有効活用

農業所得の向上のために、省エネルギー化や省力化のための機械設備の導入が図られてきたところです。しかしながら、高齢化や離農によって、まだ利用可能な状態の農業用施設や機械が放置されているものがあります。

ついては、それらの情報を提供し、活用できる仕組みづくりを要望します。

#### (2) 大村産農産物の販路拡大及びブランド化

黒田五寸人参をはじめ、みかん、いちご、トマト、きゅうり、肉用牛には、イベント等を通じ販売促進に力を入れられているところです。

黒田五寸人参やきゅうり、トマトなどは、平坦地の農地で主に栽培されていますが、用途地域であるため宅地化が進み生産者は減少傾向にあります。大村の特産品を守るためには、平坦地での農地の保全も欠かせない施策となります。

ついては、主要園芸品目や果樹の生産振興とともに、都市住民との交流、農産物直売所等の複合農業施設の設置による販路拡大の対策を講じていただくよう要望します。

また、肉用牛は、近年、長崎和牛の知名度が上がってきているところです。引き続き、「大村生まれ・長崎和牛」としてのブランド化を確立し、全国和牛能力共進会においても優秀な成績を収めることができるよう支援を要望します。

#### (3) 天災による被害農地の早期復旧及びコロナ禍における営農への支援の継続

令和2年7月の豪雨及び2度襲来した台風などにより大村市の農地は甚大な被害を受け、

また新型コロナウイルス感染症の感染拡大により農畜産物の消費量が落ち込むなど営農への大きな影響が出ています。

こういった中、天災による被害を受けた地域は範囲が広く復旧が長期化しており、また新型コロナウイルス感染症については、ワクチンの普及状況や変異型ウィルスの出現により営農への影響の長期化が不安視されています。

今後そういった影響ができるだけ解消されるように、被害を受けた農地の早期復旧、及びコロナ禍で影響を受けた農家への支援の継続を要望します。

結びに、国全体で、少子高齢化と人口減少に歯止めがかからない中、担い手の高齢化と経営継承の困難さが続き、所有者不明農地や相続未登記農地も発生してきています。

また、近年、大村市農地の転用件数及びその面積は、県内市町の中でも大きく、加えて各市町の耕地面積に占める転用面積の割合も高い状態であり、農地を維持していくことがますます困難となってきています。

本市の農地の現状を把握し、生産者や生産者団体、JA等の関係団体が情報共有を図るとともに、農地等の利用の最適化に関する施策を進めていただくようお願いします。

こういった内容になっております。皆さん、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、第12号議案について、ご意見、ご質問はありませんか。

○議長

ありませんでしょうか。無いようでしたら、12号議案は、市長と日程を調整した上で7月中に、市長へ提出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

○議長

それではそういうことにさせていただきます。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。